令和７年生駒市議会（第６回）定例会議案

（追加提案分）

令和７年１２月２２日

生　　駒　　市

令 和 7 年 生 駒 市 議 会 （ 第 6 回 ） 定 例 会 議 案 目 録

（ 追 加 提 案 分 ）

議案番号	議　　案　　名	頁
議案第 91 号	令和７年度生駒市一般会計補正予算（第５回）	１～22
議案第 92 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	23～25
議案第 93 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	26～35
議案第 94 号	生駒市自動車駐車場の指定管理者の指定について	36

議案第　91　号

令和７年度生駒市一般会計補正予算（第５回）

令和７年度生駒市の一般会計の補正予算（第５回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２３１，２２９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４９，４４２，１８０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和７年１２月２２日提出

生駒市長　小　紫　雅　史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入　　［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
19 繰入金		2,405,355	12,008	2,417,363
	1 基金繰入金	2,356,851	12,008	2,368,859
20 繰越金		1,316,786	219,221	1,536,007
	1 繰越金	1,316,786	219,221	1,536,007
歳　入　合　計		49,210,951	231,229	49,442,180

歳　　出　　［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		325,725	6,520	332,245
	1 議会費	325,725	6,520	332,245
2 総務費		5,799,483	112,131	5,911,614
	1 総務管理費	4,662,468	85,041	4,747,509
	2 徴税費	612,381	10,411	622,792
	3 戸籍住民基本台帳費	310,667	4,514	315,181
	4 選挙費	108,326	7,637	115,963
	6 監査委員費	37,153	4,528	41,681

［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 民生費		20,570,608	15,511	20,586,119
	1 社会福祉費	9,375,055	7,658	9,382,713
	2 児童福祉費	9,167,239	13,872	9,181,111
	3 生活保護費	1,157,376	△6,019	1,151,357
4 衛生費		4,738,744	51,643	4,790,387
	1 保健衛生費	2,250,035	36,047	2,286,082
	2 清掃費	2,488,709	15,596	2,504,305
5 産業経済費		668,687	△4,498	664,189
	1 農業費	227,268	△12,867	214,401
	2 商工費	441,419	8,369	449,788
6 土木費		4,132,684	△17,611	4,115,073
	1 土木管理費	340,321	11,828	352,149
	2 道路橋梁及び河川費	1,084,946	△39,989	1,044,957
	3 都市計画費	1,573,445	19,664	1,593,109
	4 住宅費	150,128	△9,114	141,014
7 消防費		1,687,007	37,293	1,724,300
	1 消防費	1,687,007	37,293	1,724,300
8 教育費		8,455,035	30,240	8,485,275

［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	1 教育総務費	1,206,461	5,920	1,212,381
	4 幼稚園費	1,143,955	4,900	1,148,855
	5 社会教育費	1,621,635	14,389	1,636,024
	6 保健体育費	1,393,306	5,031	1,398,337
歳　　出　　合　　計		49,210,951	231,229	49,442,180

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

歳　　入

（款）　19 繰入金

（項）　　1 基金繰入金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
16 財政調整基金繰入金	0	12,008	12,008	1 財政調整基金繰入金	12,008	
計	2,356,851	12,008	2,368,859			

（款）　20 繰越金

（項）　　1 繰越金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,316,786	219,221	1,536,007	1 繰越金	219,221	前年度繰越金
計	1,316,786	219,221	1,536,007			

歳　　出

（款）　1 議会費

（項）　1 議会費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 議会費	325,725	6,520	332,245				6,520	2 給料	2,000	人事異動等による
								3 職員手当等	3,620	人事異動等による
								4 共済費	900	人事異動等による
計	325,725	6,520	332,245				6,520			

（款）　2 総務費

（項）　1 総務管理費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 一般管理費	2,801,113	84,700	2,885,813				84,700	2 給料	29,000	人事異動等による
								3 職員手当等	38,075	人事異動等による
								4 共済費	17,625	人事異動等による
5 財産管理費	1,085,483	3,568	1,089,051				3,568	24 積立金	3,568	職員退職給与基金
9 人権施策費	83,132	△ 3,227	79,905				△3,227	2 給料	△ 2,200	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 1,215	人事異動等による
								4 共済費	188	人事異動等による
計	4,662,468	85,041	4,747,509				85,041			

（款）　2 総務費

（項）　2 徴税費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 税務総務費	280,870	10,411	291,281				10,411	2 給料	4,300	人事異動等による
								3 職員手当等	4,161	人事異動等による
								4 共済費	1,950	人事異動等による
計	612,381	10,411	622,792				10,411			

（款）　2 総務費

（項）　3 戸籍住民基本台帳費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 戸籍住民基本台帳費	309,905	4,514	314,419				4,514	2 給料	1,500	人事異動等による
								3 職員手当等	2,139	人事異動等による
								4 共済費	875	人事異動等による
計	310,667	4,514	315,181				4,514			

（款）　2 総務費

（項）　4 選挙費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 選挙管理委員会費	41,002	7,637	48,639				7,637	2 給料	4,300	人事異動等による
								3 職員手当等	1,537	人事異動等による

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								4 共済費	1,800	人事異動等による
計	108,326	7,637	115,963				7,637			

（款）　2 総務費

（項）　6 監査委員費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 監査委員費	37,153	4,528	41,681				4,528	2 給料	500	人事異動等による
								3 職員手当等	3,428	人事異動等による
								4 共済費	600	人事異動等による
計	37,153	4,528	41,681				4,528			

（款）　3 民生費

（項）　1 社会福祉費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 社会福祉総務費	439,303	3,697	443,000				3,697	2 給料	1,300	人事異動等による
								3 職員手当等	2,172	人事異動等による
								4 共済費	225	人事異動等による
2 国民年金費	37,441	1,622	39,063				1,622	2 給料	400	人事異動等による
								3 職員手当等	782	人事異動等による
								4 共済費	440	人事異動等による

4 老人福祉費	804,904	504	805,408				504	2 給料	240	人事異動等による
								3 職員手当等	214	人事異動等による
								4 共済費	50	人事異動等による
7 人権文化センター運営費	38,360	1,835	40,195				1,835	2 給料	720	人事異動等による
								3 職員手当等	540	人事異動等による
								4 共済費	575	人事異動等による
計	9,375,055	7,658	9,382,713				7,658			

（款）　3 民生費

（項）　2 児童福祉費

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	4,370,505	16,541	4,387,046				16,541	2 給料	6,400	人事異動等による
								3 職員手当等	6,083	人事異動等による
								4 共済費	4,058	人事異動等による
3 保育所費	1,209,289	△ 2,669	1,206,620				△2,669	2 給料	△ 5,800	人事異動等による
								3 職員手当等	1,481	人事異動等による
								4 共済費	1,650	人事異動等による
計	9,167,239	13,872	9,181,111				13,872			

（款）　3 民生費

（項）　3 生活保護費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 生活保護総務費	128,473	△ 6,019	122,454				△6,019	2 給料	△ 6,700	人事異動等による
								3 職員手当等	731	人事異動等による
								4 共済費	△ 50	人事異動等による
計	1,157,376	△ 6,019	1,151,357				△6,019			

（款）　4 衛生費

（項）　1 保健衛生費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 保健衛生総務費	837,056	36,047	873,103				36,047	2 給料	15,400	人事異動等による
								3 職員手当等	14,347	人事異動等による
								4 共済費	6,300	人事異動等による
計	2,250,035	36,047	2,286,082				36,047			

（款）　4 衛生費

（項）　2 清掃費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 清掃総務費	117,901	12,506	130,407				12,506	2 給料	5,100	人事異動等による
								3 職員手当等	4,981	人事異動等による

								4 共済費	2,425	人事異動等による
3 ごみ処理施設費	914,764	3,090	917,854				3,090	2 給料	1,400	人事異動等による
								3 職員手当等	477	人事異動等による
								4 共済費	1,213	人事異動等による
計	2,488,709	15,596	2,504,305				15,596			

(款)　5 産業経済費

(項)　1 農業費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 農業委員会費	36,642	1,274	37,916				1,274	2 給料	250	人事異動等による
								3 職員手当等	674	人事異動等による
								4 共済費	350	人事異動等による
2 農業総務費	56,746	△ 14,141	42,605				△14,141	2 給料	△ 7,550	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 4,716	人事異動等による
								4 共済費	△ 1,875	人事異動等による
計	227,268	△ 12,867	214,401				△12,867			

(款)　5 産業経済費

(項)　2 商工費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 商工振興費	329,247	8,369	337,616				8,369	2 給料	1,700	人事異動等による

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								3 職員手当等	5,694	人事異動等による
								4 共済費	975	人事異動等による
計	441,419	8,369	449,788				8,369			

（款）　6 土木費

（項）　1 土木管理費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 土木総務費	211,116	△ 434	210,682				△434	2 給料	1,200	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 1,634	人事異動等による
2 建築指導費	129,205	12,262	141,467				12,262	2 給料	4,750	人事異動等による
								3 職員手当等	5,462	人事異動等による
								4 共済費	2,050	人事異動等による
計	340,321	11,828	352,149				11,828			

（款）　6 土木費

（項）　2 道路橋梁及び河川費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 道路橋梁総務費	203,772	△ 9,032	194,740				△9,032	2 給料	△ 3,300	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 4,182	人事異動等による
								4 共済費	△ 1,550	人事異動等による

3 道路橋梁新設改良費	243,975	△ 30,957	213,018				△30,957	2 給料	△ 17,850	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 8,282	人事異動等による
								4 共済費	△ 4,825	人事異動等による
計	1,084,946	△ 39,989	1,044,957				△39,989			

（款）　6 土木費

（項）　3 都市計画費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画総務費	258,451	20,815	279,266				20,815	2 給料	8,900	人事異動等による
								3 職員手当等	8,390	人事異動等による
								4 共済費	3,525	人事異動等による
2 公園整備費	852,072	△ 1,151	850,921				△1,151	2 給料	△ 700	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 389	人事異動等による
								4 共済費	△ 62	人事異動等による
計	1,573,445	19,664	1,593,109				19,664			

（款）　6 土木費

（項）　4 住宅費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 住宅事業費	150,128	△ 9,114	141,014				△9,114	2 給料	△ 5,700	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 2,114	人事異動等による

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								4 共済費	△ 1,300	人事異動等による
計	150,128	△ 9,114	141,014				△9,114			

（款）　7 消防費

（項）　1 消防費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 常備消防費	1,340,019	37,293	1,377,312				37,293	2 給料	18,000	人事異動等による
								3 職員手当等	14,990	人事異動等による
								4 共済費	4,303	人事異動等による
計	1,687,007	37,293	1,724,300				37,293			

（款）　8 教育費

（項）　1 教育総務費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 教育委員会費	637,246	5,920	643,166				5,920	2 給料	3,200	人事異動等による
								3 職員手当等	2,876	人事異動等による
								4 共済費	△ 156	人事異動等による
計	1,206,461	5,920	1,212,381				5,920			

（款）　8 教育費

（項）　4 幼稚園費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 幼稚園費	974,466	4,900	979,366				4,900	2 給料	2,900	人事異動等による
								3 職員手当等	1,160	人事異動等による
								4 共済費	840	人事異動等による
計	1,143,955	4,900	1,148,855				4,900			

（款）　8 教育費

（項）　5 社会教育費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 社会教育総務費	134,144	10,670	144,814				10,670	2 給料	4,000	人事異動等による
								3 職員手当等	4,820	人事異動等による
								4 共済費	1,850	人事異動等による
3 図書館費	461,103	3,719	464,822				3,719	2 給料	1,100	人事異動等による
								3 職員手当等	2,094	人事異動等による
								4 共済費	525	人事異動等による
計	1,621,635	14,389	1,636,024				14,389			

（款）　8 教育費

（項）　6 保健体育費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健体育総務費	134,802	7,454	142,256				7,454	2 給料	3,700	人事異動等による
								3 職員手当等	2,454	人事異動等による
								4 共済費	1,300	人事異動等による
2 学校給食センター運営費	679,365	△ 2,423	676,942				△2,423	2 給料	△ 1,100	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 1,011	人事異動等による
								4 共済費	△ 312	人事異動等による
計	1,393,306	5,031	1,398,337				5,031			

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

1　一般職

(1)　総括

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(775) 881	1,082,829	3,631,503	2,937,286	7,651,618	1,407,556	9,059,174	
補正前	(781) 883	1,082,829	3,560,143	2,827,447	7,470,419	1,361,094	8,831,513	
比較	(△ 6) △ 2	0	71,360	109,839	181,199	46,462	227,661	

※（　）内は、短時間勤務の再任用職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの。

	区　分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	78,108	126,540	1,313	210,021	879	201,544	32,814
	補正前	78,108	126,540	1,313	206,091	879	201,544	32,814
	比較	0	0	0	3,930	0	0	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
7,399		98,443	52,643	167,000	1,072,035	888,547
7,399		98,443	52,643	167,000	1,017,272	837,401
0		0	0	0	54,763	51,146

(2)　給料及び職員手当等の増減額の明細

区　分	増減額(千円)	増減事由別内訳　(千円)		説　明	備　考
報　酬	会計年度任用職員				
		その他の増減分			
給　料	会計年度任用職員以外の職員				
	71,360	給与改定に伴う増減分	110,260	給与改定に伴う増加分	給与の改定率　3.28%
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 38,900	退職・人事異動等に伴う減少分	職員数の異動状況 補正後　815人 補正前　817人 比　較　△ 2人
	会計年度任用職員				
		その他の増減分			
職員手当	会計年度任用職員以外の職員				
	109,839	制度改正に伴う増減分	81,800	支給基準変更に伴う増加分	期末手当　42,605 千円 勤勉手当　39,195 千円
		その他の増減分	28,039	退職・人事異動等に伴う増加分	扶養手当　千円　夜間勤務手当　千円 管理職手当　千円　単身赴任手当　千円 管理職員特別勤務手当　千円　通勤手当　千円 地域手当　3,930 千円　住居手当　千円 特殊勤務手当　千円　退職手当　千円 時間外勤務手当　千円　期末手当　12,158 千円 休日勤務手当　千円　勤勉手当　11,951 千円
	会計年度任用職員				
		その他の増減分			

(3)　給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区分		一般職	消防職	教育職	技能職
補正後	平均給料月額　（円）	346,113	349,185	351,247	339,446
	平均給与月額　（円）	431,941	446,894	412,464	376,707
	平均年齢　（歳）	42.8	42.7	41.4	52.2
補正前	平均給料月額　（円）	333,134	333,890	340,567	326,672
	平均給与月額　（円）	417,520	426,992	395,360	367,362
	平均年齢　（歳）	42.0	41.8	41.5	51.8

イ　初任給

区分	一般職（円）	消防職（円）	教育職（円）	技能職（円）	国の制度	
					一般行政職（円）	技能職（円）
高校卒	200,300	213,100	206,700	218,100	200,300	198,200
大学卒	232,000	242,000	237,600		232,000	

ウ　級別職員数

区分	一般職			消防職			教育職			特定任期付職員		技能職	
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)		職員数(人)
補正後	1　級	(　) 51	(　) 8.7	1　級	(　) 11	(　) 8.1	1　級	(　) 2	(　) 4.4	特定任期付職員給料表	2	技能職給料表	24
	2　級	(　) 66	(　) 11.2	2　級	(　) 19	(　) 14.0	2　級	(　) 5	(　) 11.1				
	3　級	(48) 160	(100.0) 27.1	3　級	(　) 24	(　) 17.6	3　級	(　) 9	(　) 20.0				
	4　級	(　) 125	(　) 21.3	4　級	(　) 45	(　) 33.0	4　級	(　) 12	(　) 26.7				
	5　級	(　) 58	(　) 9.9	5　級	(　) 14	(　) 10.3	5　級	(　) 5	(　) 11.1				
	6　級	(　) 51	(　) 8.7	6　級	(　) 13	(　) 9.6	6　級	(　) 4	(　) 8.9				
	7　級	(　) 57	(　) 9.7	7　級	(　) 8	(　) 5.9	7　級	(　) 8	(　) 17.8				
	8　級	(　) 20	(　) 3.4	8　級	(　) 2	(　) 1.5	8　級	(　)	(　)				
	計	(48) 588	(100.0) 100.0	計	(　) 136	(　) 100.0	計	(　) 45	(　) 100.0				
補正前	1　級	(　) 53	(　) 9.9	1　級	(　) 17	(　) 12.9	1　級	(　) 4	(　) 8.9	特定任期付職員給料表	2	技能職給料表	25
	2　級	(　) 68	(　) 12.6	2　級	(　) 12	(　) 9.1	2　級	(　) 4	(　) 8.9				
	3　級	(44) 139	(100.0) 25.7	3　級	(　) 29	(　) 22.0	3　級	(　) 11	(　) 24.4				
	4　級	(　) 101	(　) 18.8	4　級	(　) 42	(　) 31.8	4　級	(　) 8	(　) 17.8				
	5　級	(　) 60	(　) 11.2	5　級	(　) 10	(　) 7.6	5　級	(　) 6	(　) 13.3				
	6　級	(　) 45	(　) 8.4	6　級	(　) 14	(　) 10.6	6　級	(　) 4	(　) 8.9				
	7　級	(　) 53	(　) 9.9	7　級	(　) 6	(　) 4.5	7　級	(　) 8	(　) 17.8				
	8　級	(　) 19	(　) 3.5	8　級	(　) 2	(　) 1.5	8　級	(　)	(　)				
	計	(44) 538	(100.0) 100.0	計	(　) 132	(　) 100.0	計	(　) 45	(　) 100.0				

※（　）内は、短時間勤務の再任用職員について外書きしたもの。

（級別の基準となる職務）

区分	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級
一般職	事務員 技術員	主事 技師	主任	係長級	主幹	課長補佐級	課長級	部長級

エ　昇　　給

区分			合計	代表的な職種			
				一般職	消防職	教育職	技能職
補正後	職員数　(A)　(人)		793	588	136	45	24
	昇給に係る職員数(B)　(人)		586	436	94	40	16
	号給数別内訳	2号給　(人)					
		4号給　(人)	586	436	94	40	16
		6号給　(人)					
		8号給　(人)					
	比率　(B)／(A)　(%)		73.9	74.1	69.1	88.9	66.7
補正前	職員数　(A)　(人)		815	609	138	43	25
	昇給に係る職員数(B)　(人)		631	474	101	37	19
	号給数別内訳	2号給　(人)					
		4号給　(人)	631	474	101	37	19
		6号給　(人)					
		8号給　(人)					
	比率　(B)／(A)　(%)		77.4	77.8	73.2	86.0	76.0

オ　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)	(月分)		
補正後	(1.200) [1.725] 2.300	(1.250) [1.775] 2.350	(2.45) [3.50] 4.65	有	
補正前	(1.200) [1.725] 2.300	(1.200) [1.725] 2.300	(2.40) [3.45] 4.60	有	
国の制度	(1.200) [1.725] 2.300	(1.250) [1.775] 2.350	(2.45) [3.50] 4.65	有	

※（　）内は再任用職員、［　］内は特定任期付職員に係る支給率である。

カ　定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区　　分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備　　考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	

キ　地域手当

支 給 対 象 地 域	市全域
支　給　率　(%)	5.5
支給対象職員数　(人)	815
国の指定基準に基づく 支　給　率　(%)	5.0

ク　特殊勤務手当

区　　分	全 職 種	代 表 的 な 職 種			
		一 般 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職
給料総額に対する比率　(%)	0.2	0.0	0.1	2.6	0.0
支給対象職員の比率　(%) (令和7年11月1日現在)	11.0	1.5	31.6	73.3	8.3
代表的な特殊勤務手当の名称	訪問指導手当・環境衛生業務手当				

ケ　その他の手当

区　　分	国の制度との異同	差　異　の　内　容
扶　養　手　当	同　　じ	
住　居　手　当	同　　じ	
通　勤　手　当	一部異なる	自転車通勤の者は１，５００円加算 １０ｋｍ未満の自転車以外の交通用具使用者は３００円減額

議案第　92　号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和７年１２月２２日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

第１条　次に掲げる条例の規定中「１００分の１２５」を「６月に支給する場合には１００分の１２５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」に、「１００分の１７２．５」を「１００分の１７７．５」に改める。

(1)　生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成２０年９月生駒市条例第２８号）第５条第２項ただし書

(2)　生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和３１年１１月生駒市条例第１１号）第５条ただし書

(3)　生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和３５年９月生駒市条例第１７号）第２条第５項ただし書

第２条　次に掲げる条例の規定中「６月に支給する場合には１００分の１２５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」を「１００分の１２６．２５」に、「１００分の１７７．５」を「１００分の１７５」に改める。

(1)　生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第５条第２項ただし書

(2)　生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第５条ただし書

(3)　生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第２条第５項ただし書

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、同条の規定による改正後の生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の常勤特別職給与条例」という。）の規定及び同条の規定による改正後の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定は、令和７年１２月１日から適用する。

（期末手当又は給与の内払）

３　改正後の議員報酬等条例、改正後の常勤特別職給与条例又は改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当、同条の規定による改正前の生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は同条の規定による改正前の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当、改正後の常勤特別職給与

条例の規定による給与又は改正後の教育長給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第　93　号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和７年１２月２２日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年７月生駒市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第２項第２号中「３３，１００円」を「４０，２００円」に改める。

第１４条第１項中「４，４００円」を「４，７００円」に、「６，６００円」を「７，０５０円」に改め、同条第２項中「２２，０００円」を「２３，５００円」に改める。

第１５条第２項中「１００分の１２５」を「、６月に支給する場合には１００分の１２５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「、「１００分の７０」を「「１００分の７０」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」に改める。

第１６条第２項第１号中「１００分の１０５」を「、６月に支給する場合には１００分の１０５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」に改

め、同項第２号中「１００分の５０」を「、６月に支給する場合には１００分の５０、１２月に支給する場合には１００分の５２．５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級
		給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	

24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		

51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			

78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					

	105		311,200	362,800					
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額（円）	基準給料月額（円）	基準給料月額（円）	基準給料月額（円）	基準給料月額（円）	基準給料月額（円）	基準給料月額（円）	基準給料月額（円）
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

第２条　生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」を「１００分の１２６．２５」に改め、同条第３項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」を「１００分の１２６．２５」とあるのは、「１００分の７１．２５」に改める。

第１６条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」を「１００分の１０６．２５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の５０、１２月に支給する場合には１００分の５２．５」を「１００分の５１．２５」に改める。

（生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条　生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１９年１２月生駒市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	４０５，０００円
2	４５５，０００円
3	５０８，０００円
4	５７４，０００円
5	６５５，０００円
6	７６５，０００円
7	８９３，０００円

第８条第２項中「１００分の９５」と」の次に「、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」と」を、「１００分の８７．５」と」の次に「、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」と」を加える。

第４条　生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」を「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」に、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」を「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」に改める。

（生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第５条　生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年９月生駒市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（通勤手当改定の効力発生時期の特例）

６　第２５条第２項の規定により、給与条例第４条第９項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の例による場合において、給与条例第８条の２に規定する通勤手当の額の改定が行われるときにおけるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償についての当該改定の効力は、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の４月１日から生ずるものとする。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。)の規定及び第３条の規定による改正後の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例又は第３条の規定による改正前の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第　94　号

生駒市自動車駐車場の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒駅南自動車駐車場、生駒駅北地下自動車駐車場及びベルテラスいこま自動車駐車場

２　指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

ミディ総合管理株式会社

大阪市中央区難波二丁目２番３号

３　指定の期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

令和７年１２月２２日提出

生駒市長　小　紫　雅　史